

宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員  
宮 崎 市 監 査 委 員

山 田 義 郎  
神 戸 洋 一  
福 井 太  
日 高 貞 次



### 定期監査結果の公表について

地方自治法第199条の規定に基づく定期監査の結果を次のとおり公表します。

#### 記

#### 1 監査の対象

上下水道局管理部（総務課、財務課、料金課、給排水設備課）の平成27年度及び平成28年4月1日から6月30日までの財務に関する事務の執行

#### 2 監査の場所

関係各課及び監査室

#### 3 監査の実施期間

平成28年9月1日から平成28年10月21日まで

#### 4 監査の方法

上下水道局管理部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

- (1) 財務課、料金課及び給排水設備課については、適正かつ効率的に執行されていると認められた。また、総務課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められたが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

（総務課）

備品管理について、次のような不備があった。

- ①備品整理簿（兼備品出納簿）で配置先が上下水道局1階倉庫と記載されている備品について、現状を調査したところ、下記A～Dのとおり、備品整理簿には実態と合致しない記載があった。

A：平成27年4月1日に高岡営業所から移管された事務用椅子（1脚）は、上下水道局3階電算室に配置されていた。同片袖机（2台）は売却処分されていた。

B：平成27年4月1日に田野営業所から移管された片袖机（2台）は、1台は下水道施設課へ移管、他の1台は売却処分されていた。

- C : 平成 27 年 4 月 1 日に清武営業所から移管された事務用椅子 (4 脚) は、廃棄処分されていた。
- D : 平成 27 年 7 月 13 日に清武営業所から移管されたサイドテーブル (1 台)、プリンタ台 (2 台)、キャビネット (6 台)、シャロックス (1 台)、マップケース (1 台)、マップマスター (1 台)、マップマスタースタンド (1 台) は、売却処分されていた。同プロッター (1 台) は、廃棄処分されていた。
- ② 応接椅子 (2 脚) について、備品整理簿 (兼備品出納簿) にラベル発行記録や配置先の記載がなく、また、廃棄処分されているにもかかわらず廃棄の記載もなかった。
- ③ 上記①、②に係る備品整理簿 (兼備品出納簿) について、取得日は購入年月日を記載すべきところ、異動年月日を記載していた。
- ④ 平成 28 年 3 月 9 日に納品確認した折りたたみ椅子収納台車の取得価格について、備品整理簿 (兼備品出納簿) の記載を誤っていた。また、取得年月日の記載がなかった。